

令和８年度 創徳中学校 生活のきまり

服装について

― 社会で通用する中学生らしい身なりを整えること ―

- 学校生活では、学校指定の制服（校章つき）を着用する。
- 特別な指示がある場合を除き、授業中は必ず制服を着用する。
- 名札は制服の左胸に必ずつける。
- 名札を忘れた場合は、紙仮名札を必ずつける。
- ジャージ、ウインドブレーカーは学校指定のものを着用する。
- 通学靴は、運動に適した靴とする。厚底靴やハイカットの靴は禁止とする。
- 登下校の服装は制服または体操服とする。ただし、休日においては部活 T シャツやユニフォームでの登下校を認める。
- 寒いときに制服内に着用する服はセーター、トレーナー等とし、ハイネック、フード付きのものは禁止する。また色については派手でない色とする。
- ソックス・タイツ等の色については派手でない色とする。
- ウインドブレーカーやマフラー、手袋、ネックウォーマーの着用は登下校のみとする。ただし、冬季はウインドブレーカーをひざ掛けとして使用することは認める。
- 掃除がある日は掃除の時間以降、ウインドブレーカーを着用しても良い。ただし、ウインドブレーカーを着用する場合は掃除の前に着用する。
- 学生服のボタンは、標準のものとする。
- ベルトは、派手でない色で柄のないものとする。
- 新制服との組み合わせは認めない。
- 冬服の制服の下に学校指定のジャージを着てもよい。
- スカート丈は、膝がかくれる程度とする。ウエストのところでスカートを折り曲げない。
- 制服は切って故意に短くしたり、変形したりしたものは着用を認めない。
- スカートの中からハーフパンツがはみ出さないようにする。ウインドブレーカーをスカートの下にはかない。
- ベスト（学校指定のもの）の着用は任意とする。

頭髪について

- 学習に支障をきたさず、入試等進路の実現に向けて意識したものとする。
- おしゃれを目的とした髪型、束ね方はしない
- パーマや染色、脱色、整髪料の使用は禁止する。
- 髪が肩にかかる場合、体育授業や給食時など先生から指示があった時は束ねる。
- 束ねる場合に使用するヘアピンやゴムは派手でない色とする。飾り付きやバレッタタイプのようなものは禁止する。

持ち物について

- 通学バッグ、サブバッグ（通学バックに入らない時のみ使用）、上履き、体育館シューズは学校指定のものとする。落書きや変形は禁止する。
- 水筒やペットボトルを持参してもよい。ペットボトルは必ずカバーを付け、学校にからを捨てない。お茶やスポーツドリンクは可とする。休日の部活動については顧問の判断とする。
- 不要物、携帯電話は持ってこない。
- 不要物などを見つけた場合は、担任が預かり、保護者に連絡をして保護者に直接返却をする。

自転車通学について

- 自転車通学は許可制とする。通学に用いる自転車は必ず荷台とカゴ付きとする。荷物は荷台にくくりつける。
- 指定された自転車置き場に必ず置く。
- ヘルメットを必ず着用する。あごヒモをしっかりとしめる。
- 通学に使う自転車は市販されているもので、許可シールを貼ったものとする。改造や装飾は不可。
- 雨天時は、安全に運転できるレインコートを着用する。傘さし運転は禁止する。

出欠・遅刻・早退について

- 欠席や遅刻の連絡は、必ず保護者にしてもらう。
- ８時３０分までに荷物を後ろに置いて着席する。
- 授業チャイムまでに着席または、整列をする。

その他

- 部活など用事がない生徒は帰りの会后 30 分以内に下校する。
- 登下校中にショッピングセンター、コンビニ、公園などに寄らない。
- 装飾品（ピアス、ネックレス、時計、スポーツ用品類、ミサンガなど）の着用は禁止する。
- 化粧は禁止する。
- 他学年の階や教室には立ち入らない。
- 移動教室時は、室長が教室の施錠をする。
- 移動教室時に、他学年の教室の前は通らない。
- 授業が早く終わってもチャイムがなるまで移動しない。
- 廊下や階段は、指定されたところを使用する。
 - 1 年生は、原則登下校と移動時は西階段を利用する。
 - 2 年生は、登下校と移動時は西階段か中央階段を利用する。
 - 3 年生は、原則登下校と移動時は東階段を利用する。